

2019年2月15日

各位

りそなアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2858号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

Smart-i 国内債券インデックス 運用管理費用（信託報酬）引き下げのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が設定・運用する追加型公募投資信託「Smart-i 国内債券インデックス」を対象に、このたび運用管理費用（信託報酬）を引き下げる信託約款の変更を実施いたしますのでお知らせいたします。

「Smart-i 国内債券インデックス」を含むSmart-i インデックスファンドシリーズ9ファンドの信託報酬につきましては、今後も受益者さま本位を目的に見直しを図って参りますので、引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象ファンド（1ファンド）
 - ・ Smart-i 国内債券インデックス

2. 運用管理費用（信託報酬）の変更内容
 - ・ 以下表の通り

変更前				変更後			
運用管理費用（信託報酬）				運用管理費用（信託報酬）			
（内訳・税抜）				（内訳・税抜）			
（年率）	販売会社	委託会社	受託会社	（年率）	販売会社	委託会社	受託会社
0.1512% （税抜0.140%）	0.060%	0.060%	0.020%	0.1296% （税抜0.120%）	0.050%	0.050%	0.020%

3. 変更予定日
 - ・ 2019年3月26日
4. 目論見書の対応
 - ・ 目論見書につきましては、2019年3月26日使用開始のものより、切り替えさせていただきます。

以上

【本件に関するお問合せ】

・ 0120-223351（営業日の午前9時～午後5時）

【ご留意いただきたい事項】 ※必ずご覧ください

- 本資料は、りそなアセットマネジメント株式会社が情報提供を目的として作成したものであり、投資勧誘を目的とするものではなく、また金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 本資料に掲載されている数値・日程等は本資料作成時点で予定しているものであり、将来において事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 投資信託の基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資家保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。